

令和4年10月 農業委員会総会

令和4年10月5日（水）

分庁舎2階第2多目的室

午後3時00分から午後4時00分まで

1. 出席者

<農業委員>

1番	綿貫清	6番	宮田早苗
3番	石橋義弘	7番	飯田隆男
4番	相京文夫	8番	京増孝一
5番	木我恭子		

<農地利用最適化推進委員>

篠原庄一	斉藤孝壹
高崎孝	竹尾謙一
小島儀彦	小坂和男

2. 欠席者（農業委員）

2番 石渡潤一

3. 農業委員会事務局 古川事務局長・鵜澤主任主事（書記）・石橋主事

4. 議題	第1号議案	農用地利用集積計画について（1件）
	第2号議案	農地法3条許可申請について（3件）
	第3号議案	農地法5条許可申請について（1件）

5. 専決処理報告 農地法第5条の届出について（1件）

酒々井町農業委員会総会会議録

令和4年10月5日（水）

古川事務局長 ただいまから令和4年10月の農業委員会総会を開会いたします。それでは、総会次第によりまして、会長よりご挨拶をお願いいたします。

相京会長 本日はご苦労様です。今週は雨が続きそうな予報となっています。本日は農地転用に係る現地確認を行う予定でしたが、雨模様となっているため中止します。事前に現地確認した際のカラーコピーの写真を皆様のお手元に配布しておりますので、そちらで現地の状況は確認いただければと思います。本日も議案がいくつかありますので慎重審議よろしくをお願いします。

古川事務局長 ありがとうございます。それでは、議事に移りたいと思いますが、議事の進行につきましては、会議規則により、会長をお願いいたします。

相京会長 それでは議事の進行を務めさせていただきます。本日の出席委員は、8名中、7名出席ですので、会議は成立しております。本日の議事録署名委員に、8番 京増孝一委員、1番 綿貫清委員を指名します。また、書記に事務局の鵜澤主任主事を任命します。本日の総会は、議案3件、専決処理その他ですので、よろしくをお願いします。

相京議長 はじめに、第1号議案 農用地利用集積計画 整理番号1について事務局より説明願います。

古川事務局長 第1号議案 農用地利用集積計画についての整理番号1について説明させていただきます。資料の1ページをご覧ください。貸付者は上岩橋在住者、借受者は東酒々井在住者です。設定場所は、上岩橋の農地1筆で、地目は畑、面積は1,071㎡、利用計画は畑です。賃借料は年5,000円です。設定期間は、5年の新規設定です。位置につきましては、2ページの位置図を

ご覧下さい。また、整理番号1の計画につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしております。以上で説明を終わらせて頂きます。

相 京 議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員の補足説明等については小坂推進委員でよろしいでしょうか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

小坂推進委員 貸付者は高齢で耕作が困難な状態にあります。借受者は現在ブルーベリーの栽培を行っており、栽培面積の拡大を目指して今回の申請に至りました。特に問題ないと思います。

相 京 議 長 小坂推進委員から補足説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

相 京 議 長 特にないようですので、これから採決を行います。農用地利用集積計画の整理番号1について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

古川事務局長 挙手全員です。

相 京 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号1につきましては、原案どおり答申することに決定します。

相 京 議 長 続いて、第2号議案 農地法第3条許可申請 整理番号1についてを議題とし、事務局の説明を求めます。

古川事務局長 第2号議案 農地法第3条許可申請 整理番号1について説明させていただきます。資料の3ページをご覧ください。譲受人は〇〇〇〇、譲渡人は酒々

井在住者です。申請地は、酒々井の農地1筆で、地目は田、面積は479㎡です。申請理由は、農業経営の規模拡大とのこと。作付作目は米で、権利の種類等は所有権移転です。位置につきましては、4ページの位置図、5ページの公図をご覧ください。また、皆様のお手元に配布させていただきましたが、小島推進委員から現地調査結果表が提出されており、特に問題はないとのことでした。以上で説明を終わらせていただきます。

相 京 議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員は小島推進委員でよろしいでしょうか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

小島推進委員 貸付者は高齢で耕作が困難な状態にあります。借受者は〇〇〇〇であり、現地もきちんと管理されており、特に問題ないと思います。

相 京 議 長 小島推進委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

相 京 議 長 特にないようでしたら、これから採決を行います。許可することに賛成の方は挙手願います。

古川事務局長 挙手全員です。

相 京 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、第2号議案 農地法第3条許可申請 整理番号1につきましては、許可することに決定します。

相 京 議 長 続いて、第2号議案 農地法第3条許可申請 整理番号2についてを議題とし、事務局の説明を求めます。

古川事務局長 第2号議案 農地法第3条許可申請 整理番号2について説明させていた

できます。資料の7ページをご覧ください。譲受人・譲渡人とも上岩橋在住者です。申請地は、中川・上岩橋の農地7筆で、地目は田、面積は合計で4,069㎡です。申請理由は、農業経営の規模拡大とのこと。作付作目は米で、権利の種類等は所有権移転です。位置につきましては、8・9ページの位置図、10～14ページの公図をご覧ください。また、皆様のお手元に配布させていただきましたが、小坂推進委員から現地調査結果表が提出されており、特に問題はないとのことでした。以上で説明を終わらせていただきます。

相 京 議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員は小坂推進委員でよろしいでしょうか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

小坂推進委員 譲受人の〇〇さんは〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇建設の計画地内に水田を所有しており、将来的に耕作地が減ることが予想されます。その代替地として本申請の水田を取得しようとして計画したものです。特に問題ありません。

相 京 議 長 小坂推進委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

綿貫農業委員 本申請地のうち、上岩橋〇〇〇〇〇については別の方がしていると思いますが、その点について話がついているのですか。

京増農業委員 今回の譲渡人の〇〇さんから聞いた話ですが、この場所は3筆1区画となっていますが、上岩橋〇〇〇〇〇だけ別の方が耕作、その他の部分は今回の譲受人の〇〇さんが耕作していたようです。今回の申請にあたってこれまで耕作していた方との間で話をつけたそうです。

綿貫農業委員 現時点で当該地番に利用集積の権利等は設定されていないのですか。

京増農業委員 設定されていません。今後〇〇さんが当該地番の所有権を取得し耕作するこ

とについて、現在耕作している方との話も既についておりますので問題ないと思います。

相 京 議 長 他にないようでしたら、これから採決を行います。許可することに賛成の方は挙手願います。

古川事務局長 挙手全員です。

相 京 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、第2号議案 農地法第3条許可申請 整理番号2につきましては、許可することに決定します。

相 京 議 長 続いて、第2号議案 農地法第3条許可申請 整理番号3についてを議題とし、事務局の説明を求めます。

古川事務局長 第2号議案 農地法第3条許可申請 整理番号3について説明させていただきます。資料の16ページをご覧ください。譲受人は尾上在住者、譲渡人は尾上在住者と成田市在住者の共有者2名です。申請地は、尾上の農地4筆で、地目は田、面積は合計で2,967㎡です。申請理由ですが、農業経営の規模拡大とのこと。作付作目は米で、権利の種類等は所有権移転です。位置につきましては、17・18ページの位置図、19～21ページの公図をご覧ください。また、皆様のお手元に配布させていただきましたが、篠原推進委員から現地調査結果表が提出されており、特に問題はないとのことでした。以上で説明を終わらせていただきます。

相 京 議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員は篠原推進委員でよろしいでしょうか。よろしければ、補足説明がありましたら願います。

篠原推進委員 本申請地は現在も今回の譲受人の〇〇〇〇さんが耕作している場所なので問題ないと思います。

相 京 議 長 篠原推進委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

相 京 議 長 特にないようでしたら、これから採決を行います。許可することに賛成の方は挙手願います。

古川事務局長 挙手全員です。

相 京 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、第2号議案 農地法第3条許可申請 整理番号3につきましては、許可することに決定します。

相 京 議 長 続いて、第3号議案 農地法第5条許可申請 整理番号1についてを議題とし、事務局の説明を求めます。

古川事務局長 第3号議案 農地法第5条許可申請 整理番号1について説明させていただきます。資料の23ページをご覧ください。譲受人は野田市に住所を有する法人、譲渡人は墨在住の共有者2名です。申請地は、墨の農地1筆で、地目は畑、面積は958㎡です。申請理由は、太陽光発電施設の建設です。位置については、24ページの位置図と25ページの公図を参考にいただければと思います。権利の種類は、所有権移転です。立地基準については、本申請地は、農用地区域及び10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域になく、また、第3種農地に該当しないため、第2種農地と判断しました。土地利用計画図については、26ページをご覧ください。事業計画については、27・28ページをご覧ください。資力及び信用については、預貯金残高証明が添付されており、過去に農地転用の違反等もないことから資力及び信用性に問題はありません。計画施設内容については、発電設備としてパネル187枚、パワコン9台を設置します。売電先は〇〇〇〇〇〇〇〇で、電力需給契約申込の手続き済みです。土地の造成は軽く転圧をかけるのみで、砂

利を敷いたりコンクリート舗装はしません。なお、本申請地は土地改良区の受益地とはなっていません。土地選定理由は、低圧太陽光発電設備の建設に適した面積で、日当たりが良く採算を見込むことができ、長年耕作放棄地となっていることから本申請地を選定しました。なお、隣接地は本申請と同一の地権者名義の土地で、他事業者が施工した太陽光発電設備が既に建設されています。用水・排水計画については、上下水道は使用せず、排水は雨水のみで、他の土地へ流すことなく地下浸透とします。防災計画については、工事中は交通の妨げにならないよう注意して施工管理を行い、施工後は遠隔監視・除草等、適切な管理を行うとのことです。周辺農地の営農への被害防除対策については、周囲にフェンスを設置しごみの飛散を防止します。また、除草管理を実施し、周囲への雑草の繁殖を防止するとのことです。以上で説明を終わらせて頂きます。

相 京 議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当農業委員は木我委員でよろしいですか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

木 我 農 業 委 員 本申請の隣接地の太陽光発電設備は同じ〇〇さん名義の土地に建設された設備です。また、この辺りは周囲一帯に太陽光発電設備が多く建設されています。本申請についても特に問題ないと思います。

相 京 議 長 木我農業委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

相 京 議 長 なお、何か疑問点等がございましたら、申請代理人を呼んでおりますので、その際に質問をお願いします。申請代理人を呼んでおりますので、入室させて下さい。

(申請代理人 入室)

相 京 議 長 最初に申請関係者であるかどうかの確認をさせていただきます。自己紹介をお願いします。

申 請 代 理 人 申請者の代理人の〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇と申します。よろしくお願いします。

相 京 議 長 今、提出されました農地法5条の許可申請について審議しているところですが、申請に至った経緯や事業計画等について説明をお願いします。

申 請 代 理 人 本申請については地権者の〇〇さんと譲受人の事業者を交え、太陽光発電設備の建設に向けて前々から協議を続けてきました。日当たりが良く、隣接地でも太陽光発電設備が建設された実績のある場所で、長年耕作放棄地となっていることから本申請地を選択し、低圧太陽光発電設備の建設という事業計画内容で申請書を提出させていただきました。

相 京 議 長 ありがとうございます。申請代理人の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

相 京 議 長 特にないようなので、質疑を終了します。申請代理人におかれましては、お忙しいところご苦労様でした。

(申請代理人 退室)

相 京 議 長 それでは、第3号議案 農地法第5条許可申請 整理番号1について採決を行います。許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

古川事務局長 挙手全員です。

相 京 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、第3号議案 農地法第5条許可申請 整理番号1につきましては許可相当とすることに決定し、県に進達します。

相 京 議 長 次に専決処理報告に移ります。始めに、農地法5条の届出について、事務局より報告願います。

古川事務局長 専決処理報告 農地法第5条の届出について説明させていただきます。資料の29ページをご覧ください。譲受人は船橋市在住者、譲渡人は福島県本宮市在住者です。届出地は下岩橋の農地2筆で、登記地目は畑、面積は合計で1,268㎡です。届出理由は、資料では駐車場の建設となっておりますが、正しくは専用住宅兼駐車場の建設です。備考ですが、令和4年9月20日付け、酒農委第5号の5で受理証明を出させていただいております。位置につきましては、30ページの位置図と31ページの公図をご覧ください。以上で説明を終わらせていただきます。

相 京 議 長 事務局の報告が終わりましたが、委員さんで何か質問等ございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

相 京 議 長 特にないようでしたら、専決処理報告ですので、よろしく願います。

相 京 議 長 次に、その他(1)最適化活動に関する活動記録の提出について事務局より願います。

(最適化活動に関する活動記録の提出について)

相 京 議 長 次に、その他(2)その他について事務局より何かありましたら願います。

す。

(ブロック別農業委員・推進委員研修の開催について)

相 京 議 長 ここで、次第にはありませんが、経済環境課より報告がありますのでよろしくをお願いします。

(肥料価格高騰対策助成金について)

相 京 議 長 それでは、最後に来月の総会の日程ですが、事務局案がありましたらお願いします。

古川事務局長 8日の火曜日はいかがでしょう。

相 京 議 長 ただ今、8日の火曜日が事務局案として出ましたが、いかがでしょうか。特にないようなので、来月の総会は、8日の火曜日で決定させていただきます。それではこれで、議案、その他が終了しましたので、議長を降ろさせていただき、事務局にお返しします。慎重審議ありがとうございました。

古川事務局長 それでは、これで10月の総会を閉会いたします。